第1回 飯豐町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年7月20日(木) 午後1時00分開議
- 2. 開催場所 飯豊町役場 三階委員会室
- 3. 出席委員(10人)

1番 巻坂 藤博 2番 後藤恵美子 3番 齋藤 祐一

4番 渡部由美子 5番 長岡 賢市 6番 渡部 晃子

7番 手塚 康博 8番 遠藤 智行 9番 二瓶 幸浩

10番 安部 数幸

- 4. 欠席委員
- 5. 農業委員会事務局員 竹田辰秀局長 手塚寿子局長補佐 大谷部良明専門員
- 6. 議事日程
- 日程第 1 選挙第 1号 飯豊町農業委員会会長の互選について
- 日程第 2 議席の決定について
- 日程第 3 選挙第 2号 飯豊町農業委員会会長職務代理者の互選について
- 日程第 4 会議録署名委員の指名について
- 日程第 5 会期の決定について
- 日程第 6 報告第 1号 農地法第18条の規定による報告について
- 日程第 7 報告第 2号 農地転用制限の例外の届出について
- 日程第 8 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第10議案第 3号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について(農地中間管理事業)
- 日程第11議案第 4号 飯豊町農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について
- 日程第12議案第 5号 飯豊町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の改正について

事務局長 それでは、議事に入りますが、今回は第 1 回の総会ですので、議長が決まっておりません。議事を進めるため仮議長を選出したいと思いますがいかがでしょうか。

委員 全員賛成

委員 異議なし

事務局長 ありがとうございます。それでは、〇〇〇よろしくお願いします。議長席にご移動ください。

○○○ ただいま仮議長を仰せつかりました○○○です。せっかくの指名ですので、しばらくの間、議長を務めますので、委員各位のご協力をお願い致します。早速ですが、本日は暑いので、上着を脱ぐことを許可します。ただいまの出席委員は 10 名であり定足数に達しておりますので、議事に入ります。この際、議事の進行上仮議席を指定いたします。現在委員が着席されている議席を仮議席にしていきたいと思いますが、異議ありませんか。

委員 全員異議なし

○○○ 異議なしものと認め、現在着席されている席を仮議席に指定いたします。日程第1選挙第1号「飯豊町農業委員会 会長の互選について」を上程いたします。会長の選出については、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により委員の互選となっておりますが、どのような方法で選出したらよいかお諮り致します。

○○○ 挙手

000 000

○○○ 推薦というのが1番良いと考えます。取り計らいの程お願いします。

○○○ ただいま、○○○より推薦による選出方法の提案がありましたが、異議ありませんか。

委員 全員異議なし

- ○○○ 異議なしと認め、○○○委員より推薦をお願いします。
- ○○○ それでは、推薦させて頂きます。今までも一生懸命努力されてこられました安部数幸委 員をそのまま推薦したいと思います。
- ○○○ ○○○委員より安部数幸委員を会長に推薦されましたが、他に推薦はありませんか。

委員 なし

○○○ 各委員にお諮り致します。飯豊町農業委員会会長に安部数幸委員を選任することに異議 ありませんか。

委員 異議なし

○○○ 異議なしと認め、飯豊町農業委員会会長に安部数幸委員が決定いたしました。議席におられます井上禎夫委員に告知致します。飯豊町農業委員会会長に選任されました。会長が決まりましたので、議長を交代いたします。各委員のご協力に対し感謝を申し上げ、議長席をおりさせていただきます。ありがとうございました。

事務局長それでは、安部数幸議長席にお願いします。

(安部数幸委員 議長席に移動する)

議長 ただいま、推薦していただきました安部数幸でございます。みなさんのご協力しながら、 農業委員会を運営していきたいと思います。ご協力をお願いします。

(安部数幸委員 着席する)

議長 日程に従いまして議事進行してまいります。日程第2「議席の指定について」ですが、飯豊町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により「くじ」で定めることになっておりますので、事務局で準備しています「くじ」を仮議席の番号順に引いて頂いて、その番号を議席番号にしたいと思います。

(事務局が仮議席順に「くじ」を引かせる)

手塚補佐それでは、指定された議席に名札を持って移動して下さい。

(名札を持って各議席に移動する)

議 長 それでは事務局より議席番号と氏名の報告をお願いします。

手塚補佐 それでは、議席番号と氏名の報告をいたします。なお、会長の番号は運営内規で 1番最後の番号の10番ですので、よろしくお願いします。

- 1番 〇〇〇
- 2番 ○○○
- 3番 ○○○
- 4番 ○○○
- 5番 ○○○
- 6番 ○○○
- 7番 ○○○
- 8番 〇〇〇
- 9番 〇〇〇
- 10番 〇〇〇

議長のづきまして、日程第3選挙第2号「飯豊町農業委員会会長職務代理者の互選について」を上程いたします。会長職務代理者の選出については、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により委員の互選となっております。どのような方法で選出したらよいかお諮り致します。〇〇〇

○○○ 会長職務代理者の選出についても、推薦による選出が良いと思います。

議長−−ただいま、○○○より会長の指名による候補がありましたが、その他ありませんか。

委員 異議なし

議 長 異議なしと認め、推薦による選出とさせていだきます。どなたか推薦される方はおられませんか。〇〇〇

- ○○○ 私は、二瓶幸浩委員を推薦したいと思いますので、よろしくお願いします。
- 議長 ○○○より、二瓶委員を会長職務代理者に推薦がありましたが、他にございませんか。 他にないことと認め、会長職務代理に二瓶幸浩委員を選任することに意義ありませんか。

委員 異議なし

議長 異議なしと認め、二瓶幸浩委員を飯豊町農業委員会会長職務代理と決定させていただきました。議席におられます二瓶幸浩委員に告知いたします。飯豊町農業委員会会長職務代理者に選出されました。二瓶幸浩委員よりご挨拶をお願いします。〇〇〇

- ○○○ ただいま、農業委員会会長職務代理者に長岡委員から推薦して頂きまして、委員皆様の 同意を頂きして、職務代理者に就かせて頂くことになりました。私も 2 期目ということ で、まだまだ力不足でございますので、委員皆様のお力をお借りしながら、会長を支え て、農業委員会がスムーズに運営できますように精進していくますのでよろしくご協力 お願いします。
- 議 長 それでは、ただいまより第 1 回総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会 議は成立致します。これから議事に入ります。日程第 4 「議事禄署名人の指名について」 運営内規第 8 条の規定により、1 番〇〇〇、2 番〇〇〇を指名致します。日程第 5 「会期の決定について」をお諮り致します。会期は本日 1 日限りといたしますが、異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第6報告第1号「農地法第 18条の規定による届出書について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を 求めます。

手塚補佐 農地法18条の規定の解約の報告がありましたので、報告致します。

1番	賃貸人	000	000
	賃 借 人	000	000
	申請地	萩生字東小山 3406	
	地目地積	田1筆で1,837 m ²	

以上、1件につきまして報告いたします。面積縮小

議長

事務局の説明が終りました。報告でございますので、ご了承ください。続きまして、 日程第7報告第2号「農地転用制限の例外の届出について」を議題とします。事務局 より議案の朗読と説明を求めます。

	申請人	000	000
1番	申請地	小白川字南田 4367	
	地目地積	畑1筆で46.86㎡	

飯豊町役場から南西へ約3.3キロメートルの位置にある農地でございます。詳細な場所については、位置図、配置図を添付しておりますのでご覧頂きたいと思います。地目は田、面積400㎡の内46.86㎡を農機具格納庫設置のために転用いたします。転用の時期ですが、令和5年7月30日より着手し、設置のみでありますので8月31日に完成する計画であります。7月12日、地元農業委員である $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ と現地確認を行いました。200㎡未満の農業用施設の用に供する自己転用の場合は農地法の許可は不要でありますが、あらかじめ届け出をいただきました。以上報告といたします。

議長

事務局の報告が終りました。報告でございますので、ご了承ください。続きまして、 日程第8議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

それでは、農地法第3条の規定よる許可申請について説明させていただきます。農 地売買による所有権移転が3件であります。

1番	譲渡人	000	000			
	譲受人	000	000			
	申請地	萩生字内町 1362-19				
	地目地積	畑1筆で 86 ㎡				
2番	譲渡人	000	000			
	譲 受 人	000	000			
	申請地	中字西田尻 48-4				
	地目地積	畑1筆で447㎡				
3番	譲渡人	000	000			
	譲 受 人	000				
	申請地	地 添川字尼ケ沢 7135-1				
	地目地積	田 1 筆で 299 ㎡				

以上3件につきまして、ご審議のほどお願い申し上げます。

- 議 長 事務局の説明が終りました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明が ありましたら、よろしくお願いします。○○○
- ○○○ 1番の売買でありますが、○○○のすぐ隣に以前居住されていた○○○が宅地を含めて売買されるということで、双方合意の元で申請されたものです。木村さんについては、野菜を栽培しているすぐ隣の場所ですので、適性と思いますので、ご審議の程お願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。○○○

○○○ 2番の案件ですが、○○○については住宅を建てたんですが、その裏手の土地を求めて家庭菜園として利用したいということでした。所有している機械は小さい耕運機だけですが、周りの方々と協力して、うなってもらったりと皆さんとやっている雰囲気でしたので、温かい目で見守って頂きたい案件でした。

議長他にございませんか。○○○

- ○○○ 3番の案件ですが、○○○は元々、上代に住んでいた方で、現在、尾花沢市に移住されました。中地区の○○○との話し合いで、住宅地を購入し、家を新築した際、今回の尼ケ沢の農地も一緒に手放したいということで、○○○と話し合いの結果、双方納得しております。この農地を荒らさないことを条件に、○○○と話し合ったので、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほど、お願い申し上げます。
- 議 長 それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補 足説明がありましたら、よろしくお願いします。格別ないようでしたら、賛成の挙手を 求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第9議案第2号「農地法 第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務 局より議案の朗読と説明を求めます。

1	申請人	000	000
	申請地	萩生字二反田 1124-10	
	地目地積	田1筆で999 ㎡	

転用事由については住宅の建設になります。昨年、豪雨災害で被害を受けた方です。工事着手は、許可後で令和6年5月31日完了予定です。場所は、役場から北の方に3kmの土地になっており、詳細につきましては位置図、案内図を載せておりますのでご確

認ください。併せて土地利用計画図、建物平面図も載せるおりますので、ご確認くださ い。補足説明を行います。事業費は○○○万円となっております。資金計画につきまし ては、自己資金○○○万円、借入金○○○円の予定であります。取水・排水計画につい ては、取水は上水道、排水方法は汚水・生活雑排水は集落排水、雨水は地下浸透・自然 流下でございます。土地改良地区内でございますが、事業完了から8年が経過しており、 問題ございません。土地改良区からの意見書もございます。被害防除計画について説明 いたします。盛土造成後、法面に対し十分に緩い勾配で法面を仕上げる予定でございま す。近傍農地への影響について周辺はすべて本人の所有であり、影響はございません。 農業用排水施設等については問題ございません。以上、内容について7月12日に〇〇 ○と現地確認を行っております。 1 部土砂のようなものが見えると思いますが、これは 被災農地となっておりまして、半分が耕作できない農地になっております。昨年の土砂 がそのまま残っている状態でした。農地の転用の基準でありますが、申請地は一団の農 地の区域内にある農地で、第1種農地の転用であります。第1種農地の転用は、原則許 可できないとされておりますが、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるも のについては許可できるとされております。以上説明いたしましたので、ご審議のほど、 許可下さいますようお願い申し上げます。

- 議 長 事務局の説明が終りました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明が ありましたら、よろしくお願いします。○○○
- ○○○ ただいま事務局から説明があったように昨年 8 月 3 日の豪雨災害で○○○の住宅が甚大な被害を受けたところです。たぶん、飯豊町で1番被害を受けたと思っています。新たに新築する場所を模索しながら、最終的に今回の申請に至ったわけですが、今まで住んでいたところのすぐ隣接した農地になっております。萩生の二反田集落の続きの農地でありますので、豪雨災害の新築ということで、それに伴う農地転用なので、よろしくご審議お願い申し上げます。
- 議 長 それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補 足説明がありましたら、よろしくお願いします。格別ないようでしたら、賛成の挙手を 求めます。

委 員 全員挙手

議長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第10議案第3号「飯豊町農用地利用集積計画の承認、農地中間管理事業について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、農地中間管理事業について説明いたします。農地バンクということで、そちらを通しての賃貸借になります。8件の申請がありますので、説明致します。

1	譲 渡 人	000	000			
	譲 受 人	000	000			
	申請地	黒沢字大畑 3487-1 田 1 筆で 549 ㎡				
	地目地積					
2	譲渡人	000	000			
	譲 受 人	000	000			
	申請地	椿字新屋敷 3458-1 はじめ 2 筆				
	地目地積	田 2 筆で 5,150 m ²				
3	譲渡人	000	000			
	譲 受 人	000	000			
	申請地	椿字新屋敷 3458-1 はじめ 4 筆				
	地目地積	田 4 筆で 8,055 m²				
4	譲渡人	000	000			
	譲 受 人	000	000			
	申請地	椿字新屋敷 3489				
	地目地積	田 1 筆で 6,674 ㎡				
5	譲 渡 人	000	000			
	譲 受 人	000	000			
	申請地	萩生字東小山 3406				
	地目地積	田1筆で1,837 ㎡				
6	譲渡人	000	000			
	譲 受 人	000	000			
	申請地	萩生字東小山 3406				
	地目地積	田 1 筆で 3,072 ㎡	-			
7	譲渡人	000	000			
	譲 受 人	000	000			
	申請地	黒沢字藤ノ宮 4167 はじめ 7 筆				
	地目地積	田 7 筆で 22,061 ㎡				
8	譲渡人	000	000			
	譲 受 人	000	000			
	申請地	添川字北田一 864 はじめ 8 筆				
	地目地積	田 8 筆で 5,055 m ²				

議 長 質疑にはいります。事務局説明に関連して、質問、意見等ありましたよろしくお願いします。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全員挙手です。よって、承認することに決定致しました。続きまして、日程第11議案 第4号「農地利用最適化推進委員候補者の決定について」を議題と致します。事務局より評価委員会の結果について報告をお願い致します。

飯豊町農地利用最適化推進委員候補者の名簿をご覧ください。農業委員と同じように改 事務局 選がございました。経過といたしましては、任期が令和2年7月20日から令和5年7 月19日までの3年間での任期満了に伴うためでございます。飯豊町農地利用最適化推 進委員の募集をしたわけですが、募集につきましては、飯豊町農業委員会の最適化推進 委員選任に関する規定があり、第4条に基づいて募集をいたしました。募集期間につき ましては、令和5年3月20日から令和5年4月28日に致しまして、推薦10名の候 補者がございました。こちらの候補者が揃った段階で、飯豊町農地利用最適化推進委員 候補者評価委員会を農業委員会で設置いたしまして、飯豊町農業委員会の農地利用最適 化推進委員選任に関する第7条に伴い評価委員会を設置致しました。評価委員につきま しては、設置要綱がありまして、農業委員から4名、事務局から2名構成されている組 織で審査を行いました。評価委員会につきましては、委員長を手塚土地部会長でした。 候補者の選定は令和5年6月19日に役場で開催致しました。評価委員会の結果につき ましては、飯豊町農地利用最適化推進委員選考要領がありまして、それに基づき、評価 いたしました。刑罰関係など色々と加味しまして、審査をしたところ、こちらの予定者 が全員適任であると評価委員会で認めております。その評価委員会の報告に基づき、農 業委員会の総会の方で議案に上げさせていただいたところであります。よろしくご審議 お願い申し上げます。

議 長 それでは、質疑に入ります。ただいまの事務局説明に関して、質問、意見等ありました ら、お願い致します。格別ないようでしたら、承認することに賛成することの挙手を求 めます。

委 員 全員挙手

議 長 全員挙手です。農地最適化推進委員を承認することに決定いたしました。続きまして、 日程第12議案第5号飯豊町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の改正について 事務局

飯豊町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の改正を説明させていただきます。新 旧対照表がついております。改正の理由ですが、農業経営基盤強化促進法というのがあ りまして、これを基にして認定農業者、新規就農者が制度が作られております。農地の 売買、農地の利用権設定が、この法律によって作られてきました。最近出てきました地 域計画もこの法律から来ています。市町村で定められている農業経営基盤強化の促進に 関する基本的な構想がありまして、国の法律が変わったことによって、今回見直したこ ととなりました。第1に農業経営基盤の強化の促進に関する目標がかかれております。 新旧対照表で1から始まりますが、文言の修正を行っております。2に移り農家の状況 において5年前から変わっていたので、修正しております。農業人口の状況を記載して おり、修正しております。4番、内容を見直して頂きました。5番、今の町の農業の情勢 つきまして、農業振興室から情報を得て作付け状況などを改正しました。6番、新たに 農業経営を営もうとする青年等の育成、確保に関する目標は、現在の新規就農者の状況 を修正しました。続いて、第2農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事 等に関する営農累計ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経 営の指標は改正しておりません。第3も改正はありません。第4農業を担う者の確保及 び育成に関する事項が新規に県の方針に基づき記載しました。新旧対照表の6 Pから1 O Pに記載しております。町では I ターンを募集するために、地域で育てる担い手協議 会という受け入れ組織を作っておりまして、そういったことを記載しております。第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農 用地の利用関係の改善に関する事項につきましては、見直しをしております。目標年次 が平成25年9月から10年先をしておりましたが、令和5年9月10年先と見直しま した。農地の集積面積も以前は1858haでしたが、1860haに変更しております。 第6農業経営基盤強化促進事業に関する事項で、1利用権の設定等を受ける者の備える べき要件で農地利用集積円滑化事業がありましたが、農協を通して農地貸借をする事業 があったんですが、山形おきたま農協が撤退したことにより削除となりました。2第1 8条第1の協議の場の設置方法で、地域計画策定のための協議と新たに記載しておりま す。3、4,5は改正しておりません。6新たに農業経営を営もうとする青年等に支援 で人・農地プランを地域計画に変更しております。7改正しておりません。第6はすべ て削除しております。農業経営基盤強化のための効率的かつ安定的な経営体については、 集積目標を90%にしております。以上の内容につきまして見直しをして頂きましたの で、ご意見を頂きたいと思います。期間を設けて頂いて、ご意見があれば頂戴したと思 います。なお、ご意見を頂いた後に、見直し等を行い県の方に提出して、県の承認に必 要となりますので、2週間位で回答を頂きたいと思います。

議 長 ただいま、事務局から経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正で現状を考え見 たり、現実に合わない、農業センサスなどで農業人口に合わないなど、今日初めて皆さ んに提示されたので、なかなか事務局が話した通りに、すぐに問題点が出ないと思いますので、2週間後、8月4日までに事務局に連絡をして頂きたいと思いますので、よろしいでしょうか。続きまして、日程第13議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の訂正について議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請の訂正について説明致します。訂正の箇所がありまして、先月総会で審議して頂いた内容について、一部誤りがあったので、訂正させていただきます。

1番	譲渡人	000	000
	譲 受 人	000	000
	申請地	椿字大開二 741-8	
	地目地積	田1筆で661 m ²	

今回の訂正事項は、権利のところが所有権移転でなく、使用貸借でした。ここの部分が 訂正になります。先ほど会議規則をお渡ししましたが、この規則第14条で総会の訂正す るときは、総会の承認が必要とあり、今回追加で上げさせて頂きます。以上、ご審議の ほど、お願い申し上げます。

- 議 長 それでは、質疑に入ります。ただいまの事務局説明に関して、質問、意見等ありました ら、お願い致します。格別ないようでしたら、賛成することの挙手を求めます。
- 委 員 全員挙手
- 議 長 全員挙手です。よって、承認することに決定致しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第1回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。 (午後3時20分閉会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和5年7月20日					
	議	長			
	署名李	5員(1	番) _		
	署名為	5員(2	番)		